

岩手県告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者岩手県から申立てがあった。

平成28年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 県道野田山形線改築工事（岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割字明内地内から同村大字野田第27地割字白井林地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び村道付替工事
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割字明内、第23地割字宮沢及び第25地割字伏津沢地内
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割字明内、第23地割字宮沢及び第25地割字伏津沢地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 野田村役場